

意見書等

(意見書)

議員提出議案第3号

事業所税の一部見直しを求める意見書(可決)

本市は、市町村の合併の特例に関する法律の規定により事業所税の課税団体としての指定が5年間延期されていたが、平成22年3月31日にこの特例期間が終了することから、課税団体の指定を受けることとなる。

しかしながら、一昨年の原油、原材料価格の急激な高騰、さらには世界的な金融危機等により、本市事業者の経営環境は依然として厳しい状況が続いており、有効求人倍率は平成21年12月末現在で0.25倍と全国平均の0.46倍を大きく下回っている状況にある。

このような厳しい経済情勢下での事業所税の課税は、本市事業者の経営体力をさらに低下させ、雇用の確保に甚大な影響を与えるものであり、事業者や事業者団体、青森商工会議所等からも、経営の安定化及び雇用の確保を図るため事業所税の減免、廃止等を求める要望が寄せられているところである。

事業所税は、事業所面積や従業員数に基づき課税するいわゆる外形標準課税であるため、赤字事業所にも課税される仕組みとなっていることから、特に経営体力の低い中小の事業者に与える影響は深刻であり、地域経済の成長を大きく阻害するものである。

よって、政府におかれては緊急経済対策の一環として、事業所税の課税の延期や外形標準課税の見直し等の必要な措置を講じられるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

議員提出議案第4号

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(可決)

本年2010年は国民読書年である。文字・活字文化振興法の制定、施行5周年に当たる2010年、政官民協力のもと国を挙げて読書の機運を高めようと、2008年6月に衆参両院全会一致で、国民読書年に関する決議が採択され制定された。

しかし、2010年度政府予算案では、子ども読書応援プロジェクト事業(2009年度予算額1億5506万円)を廃止し、そのかわりに、子ども読書の普及啓発予算として4900万円を計上したものの、結果的に子どもの読書活動の関連予算が大幅削減された。また、読み聞かせなどの読書活動を行うボランティア団体に助成金を支給している官民出資の子どもゆめ基金も、政府出資金100億円が全額国庫返納となり、事業の大幅な縮小を余儀なくされている。

このように、鳩山政権によって子どもの読書活動に関連する予算が大幅に削減されたことは大変残念であり、地道に読書活動を推進してきた学校やボランティア団体などからは驚きと不安の声が相次いでいる。

平成21年11月に発表された文部科学省の社会教育調査の結果によると、全国の図書館が2007年度に小学生に貸し出した本は、登録者1人当たり35.9冊と過去最多となり、1974年度の調査開始時の16.5冊と比べて2.2倍に伸びた。この結果は2001年の子ども読書活動推進法の制定を機に、学校での朝の読書や、家庭や地域、学校などでの読み聞かせ活動などが着実に根づいてきたことや、国が積極的に読書活

動推進の事業を行ってきたことのあらわれといっても過言ではない。

読書活動推進の取り組みの効果があらわれているにもかかわらず、国民読書年の本年に予算を削減するというのは、2008年の国会決議にもとるものである。

子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や創造力などを高め、豊かな心をはぐくむとともに、さまざまな知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことのできない活動である。「政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねる」という国会決議を真に履行し、子どもの読書活動を守り育てていくため、政府は子どもの読書活動を推進するための十分な予算を確保するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

議員提出議案第5号

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（可決）

我が国には、永住する外国人が約91万人生活しているが、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば永住外国人に対する地方選挙権等の付与に関する法案が国会に提出され、議論がなされてきたところである。

しかしながら、日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、国の最高法規である憲法上問題があると言わざるを得ない。

また、先進8カ国（G8）を見ても、ロシアを除く7カ国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していない。

一方、国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国においては、国家主権にかかわる問題の重大性を認識し、永住外国人に対する地方選挙権等の付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

議員提出議案第6号

民法改正の実現を求める意見書（否決）

現行の民法が、夫婦同一姓を強制し、婚外子の法定相続分を差別的に規定していることは、明らかに日本国憲法が掲げる基本的人権の尊重や法のもとの平等に反している。

日本は、既に個人の権利と平等を求める女子差別撤廃条約及び子どもの権利条約を批准している。

また、法務大臣の顧問機関である法制審議会は、1996年に選択的夫婦別姓制度の導入などを盛り込んだ「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申している。

しかしながら、政府はこの間、改正案の提出について前向きに取り組んでこなかった。

民法改正については、国連が繰り返し指摘し、特に平成21年8月には女性差別撤廃委員会が日本政府に対して、即座に是正の行動を起こすべきであると勧告を出している。

今や、世界で夫婦同姓を法律で強制している国は日本だけであり、婚外子相続差別を法律で規定している国は日本以外ほとんどなく、諸外国では家族やライフスタイルの多様化に伴い、大胆に民法（家族法）の改変が行われている。日本においても早急に民法改正を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

議員提出議案第7号

六ヶ所再処理工場の本格操業や高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の中止 並びにプルサーマル計画の中止を求める意見書（否決）

平成21年8月の衆議院総選挙において、歴史的政権交代が実現した。国は原子力政策について大きく転換するべきである。

まず手始めとして、これまでの不透明な安全審査について、経済産業省から原子力安全・保安院を切り離し、内閣府に移管して透明性を図ることが国民の不安を解消することとなる。

また、日本は使い道のないプルトニウムを過剰に保有している。技術的に未熟で困難にもかかわらず、プルトニウムとウランを混合したMOX燃料を、発電して利用するプルサーマルを、各地の原子力発電所で実施するという。これらの原子力発電所は老朽化し、安全対策に数々の不安があり、原子力発電所立地地域の住民で反対運動が高まっている。したがって、プルサーマル計画は中止すべきである。

そして、1995年にナトリウム漏えい火災事故を起こした高速増殖炉「もんじゅ」について、耐震性の安全確認を待たずに試運転再開を認めた国の姿勢は問題である。ゆえに、徹底した安全性や業務の透明性の確保、徹底した情報公開等が担保されていないことから、高速増殖炉「もんじゅ」の運転再開は中止すべきである。

原子力発電所は送電ロスが約20%に及ぶこと、定期点検のたびに大量の被曝労働者が生み出されていること、六ヶ所再処理工場が本格操業すればおびただしい放射能が大気と海中に放出されること、核廃棄物の処分方法が定まらないまま原子力発電所と再処理工場の後始末費用等が約18兆円かかること、全国各地の原子力施設の立地点で活断層が新たに発見されていることなどの事実を踏まえるならば、国が脱原子力発電所と脱プルトニウムを選択すべきことは明らかである。

風力発電や太陽光発電、バイオマス、さらに燃料電池や水素発電等々の再生可能なエネルギーを活用できる現在、危険な核廃棄物を処分できない原子力や再処理に依存する原子力政策を早急に大きく転換すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

議員提出議案第8号

後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、もとの制度に戻すことを求める意見書（否決）

2008年4月から施行された後期高齢者医療制度は、高齢者を年齢で差別し大きな負担を強いるものである。

その主な問題点は、1つには、75歳以上のすべての高齢者から保険料が徴収されること、2つには、月額1万5000円以上の年金受給者は年金から保険料を天引きされること、3つには、保険料滞納者は保険証を取り上げられ、窓口で医療費全額を支払わされること、4つには、75歳以上を対象にした別建ての診療報酬を設定し、高齢者に差別医療を強いることなどである。

したがって、国が後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、もとの制度に戻すよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

議員提出議案第9号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書（否決）

生活保護の老齢加算が、2004年4月より段階的に削減され、2006年4月に廃止された。この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約8万5000円の生活扶助が約6万9000円（青森市・2級地の1）に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

よって、国民生活のあらゆる面でその向上と増進を図るべき責務を負う国として、生活保護の老齢加算を復活することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

議員提出議案第10号

さらなる総合経済対策の策定を求める意見書（可決）

デフレや急激な円高など景気の先行きが依然不透明ななか、国民一人一人の所得は伸びず、生活への不安が日増しに膨れ上がっている。

しかし、平成21年1月に成立した第二次補正予算の実質経済対策規模は1兆円に過ぎず、まさに小さ過ぎて遅過ぎる対策である。また、平成21年末に策定された新成長戦略では「2020年度までの平均で名目3%を上回る成長」「2020年度における我が国の経済規模（名目GDP）650兆円程度を目指す」としているが、その具体策は何ら示されていない。

今こそ、産業活動を活性化させ国民生活に安心を与えるため、切れ目のない経済財政運営とともに、景気を刺激し経済成長を促し政策の予見性を確保する具体的な経済成長戦略が求められている。政府におかれては、以下の項目を含め、さらなる総合経済対策を速やかに実行することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

議員提出議案第11号

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書（可決）

介護保険制度がスタートしてから10年を迎えたが、介護現場では深刻な問題が山積しており、特に特別養護老人ホームの入所待機者は42万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担などは深刻な状況である。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして介護事業者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる者から必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がっている。

15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えるといわれており、今後さらに進展する超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められている。

2012年に行われる介護保険制度改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要であると考えことから、政府においては、介護保険制度の抜本的な基盤整備をすべく、特に以下の点について早急な取り組みを行うよう強く要望する。

記

- 1 2025年までに介護施設の待機者解消を目指す。そのために、介護3施設を倍増させ、特定施設、グループホームを3倍増する。
介護3施設：特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設
特定施設：有料老人ホーム、ケアハウスなど。
- 2 在宅介護への支援を強化するために、24時間365日訪問介護サービスへ大幅な拡充を行うほか、家族介護が休息をとれるよう「レスパイト（休息）事業」も大幅に拡大する。
- 3 煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続を簡素化することで要介護認定審査を簡化し、すぐに使える制度に転換する。
- 4 介護従事者の大幅給与アップなど待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行う。
- 5 介護保険料の上限が高くなり過ぎないように抑制するため、公費負担割合を5割から当面6割に引き上げ、2025年には介護保険の3分の2を公費負担で賄う。

1号保険料は現在4160円（月額）。このままいけば2025年に6300円を超えると見られている以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

議員提出議案第12号

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書（可決）

政府は、2010年度から子ども手当をスタートさせる。その財源について、政府は当初全額国庫負担とすると明言していたにもかかわらず、2010年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方にも負担を求めるという結論を出し、2010年度における子ども手当の支給方法は、子ども手当と現行の児童手当を併給させるという変則な方法となり、極めて遺憾である。また、地方の意見を十分に聞くこともなく決定するのは、地方と国の信頼関係を著しく損なうものであり、地域主権という言葉とは裏腹な今回の政府の対応はまことに残念である。

よって、2011年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、政府が当初明言していたとお

り全額国庫負担とし、新しい制度としてスタートすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

議員提出議案第13号

若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書（可決）

若者の雇用環境は先が見えない不安で覆われている。おとし秋のリーマンショック以降厳しい状況が続き、平成21年12月の若年層（15～24歳）の失業率は8.4%で、全体の完全失業率5.1%を大きく上回っている。

こうした中で新規学卒者の就職内定状況も非常に厳しくなっている。大卒予定者の就職内定率は平成21年12月1日現在で73.1%（前年同期比でマイナス7.4ポイント）、高校新卒者は平成21年11月末現在で68.1%（同マイナス9.9ポイント）と、いずれも過去最低となった。さらに、ニートやひきこもりなど困難を抱える若者への支援が希薄であることも危惧されており、その十分な対策も急務である。

このような状況を踏まえ、若者の雇用に対する公的支援のあり方を抜本的に見直す必要があると考える。

よって政府におかれては、若者の雇用創出と新卒者支援を図るよう、以下の項目について強く要請するものである。

記

- 1 地域の実情に基づいた雇用機会の創出を強化するため、ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業の基金（7000億円）をさらに積み上げること。
- 2 訓練・生活支援給付の恒久化及び未就職新卒者に対する同給付の適用拡大を図るとともに、次の雇用へつなげるためのトライアル雇用（試用雇用）の拡充や、働く場と職業訓練を一体的に提供する雇用つき研修体系（例：フレキシブル支援センター）の促進を図ること。
- 3 新卒者の内定率の低下と就職活動に係る費用負担が非常に重いことにかんがみ、就活応援基金を創設するなど、経済的負担の軽減を図ること。また、ジョブカフェの持つ就職活動のノウハウを教育機関に提供するため、大学構内にジョブカフェ大学出張所の設置を推進すること。
- 4 中小企業の求人と新卒者の求職のミスマッチを解消するため、中小企業の求人やその魅力について情報提供を行う、政府版中小企業就活応援ナビを創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

議員提出議案第14号

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書（可決）

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきた。しかし、平成22年1月に再び政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が起きたことは極めて遺憾なことである。

国民の政治不信を招く政治とカネの問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかりと取り組むことが強く求められている。特に、「秘書が勝手にやったことで自分は知らない」と、議員み

ずからが責任をとろうとしていないため、会計責任者が不正行為を働いた場合には監督責任のある政治家が責任をとる具体的な仕組みをつくる必要がある。

現行法では、国会議員など政治団体の代表者が会計責任者の「選任及び監督」について「相当の注意」を怠ったときは、50万円以下の罰金に処すると規定されているが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意」を怠ったと立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。

したがって、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科すことのできる仕組みに改めるべきである。

政府におかれては、より一層の制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止する政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

議員提出議案第15号

児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書（可決）

児童虐待防止法の制定により、児童相談所の体制強化や市町村における虐待防止ネットワークなど、地域における児童虐待防止に向けた取り組みが進められてきている。

一方で、児童相談所の一時保護の増加や児童養護施設からの父母による強引な連れ戻しなど課題も多く、子どもたちを虐待から守るために今後の早急な対策が求められている。

とりわけ親権を盾にし、その陰で行なわれている児童虐待に対しては、新たな法整備が必要である。子どもの安全確保や施設責任者の判断の優先化などについて、より実効性のある対応をするべきである。

現行の民法には、親権を全面的に剥奪する親権喪失に関する規定があるが、親権のすべてを無期限に奪われた場合、その後、親子関係を回復することが難しくなるなどの問題点がある。このため、虐待の対応に当たる教育・福祉関係者などからは、より弾力的に親権を制限できる制度を求める声が上がっている。

法務省も親による子の虐待を防止するため、民法上の親権を制限できる制度を導入する方針を固めるなど、親権の見直しを検討し、民法の改正を目指していると報じられている。

新たな法整備を行うに当たっては、父母の親権の一時停止や監護権の停止を認める制度とするなど、より弾力的に親権制限を行使できるものとするよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日
